

学園敷地内喫煙所について

学生各位

健康増進法の改正および東京都受動喫煙防止条例に基づき、2021年4月に学園敷地内を全面禁煙といたしました。近隣各所にて喫煙に係る諸問題が起こっている現状により、学園の敷地内に一時的に喫煙所を再設置せざるを得ないという結論になり、2022年9月からH館跡地に喫煙所を設置するに至りました。喫煙所の利用者には、以下の注意事項・喫煙ルール等を厳守して使用してもらいます。

【喫煙所使用上の注意事項】

- ・喫煙所の指定エリア外で喫煙をしないこと
- ・タバコの吸い殻のポイ捨てをしないこと
- ・長時間に渡り喫煙所に滞在しないこと
- ・喫煙以外の目的で喫煙所を使用しないこと（飲食はNG等）
- ・唾を吐く、ゴミを捨てる等の非衛生的な行為を行わないこと
- ・喫煙所内で座り込みをしないこと
- ・20歳未満は法に従い、喫煙所を使用しないこと
- ・その他、学園内職員・学生・近隣住民等への迷惑になる行為を行わないこと

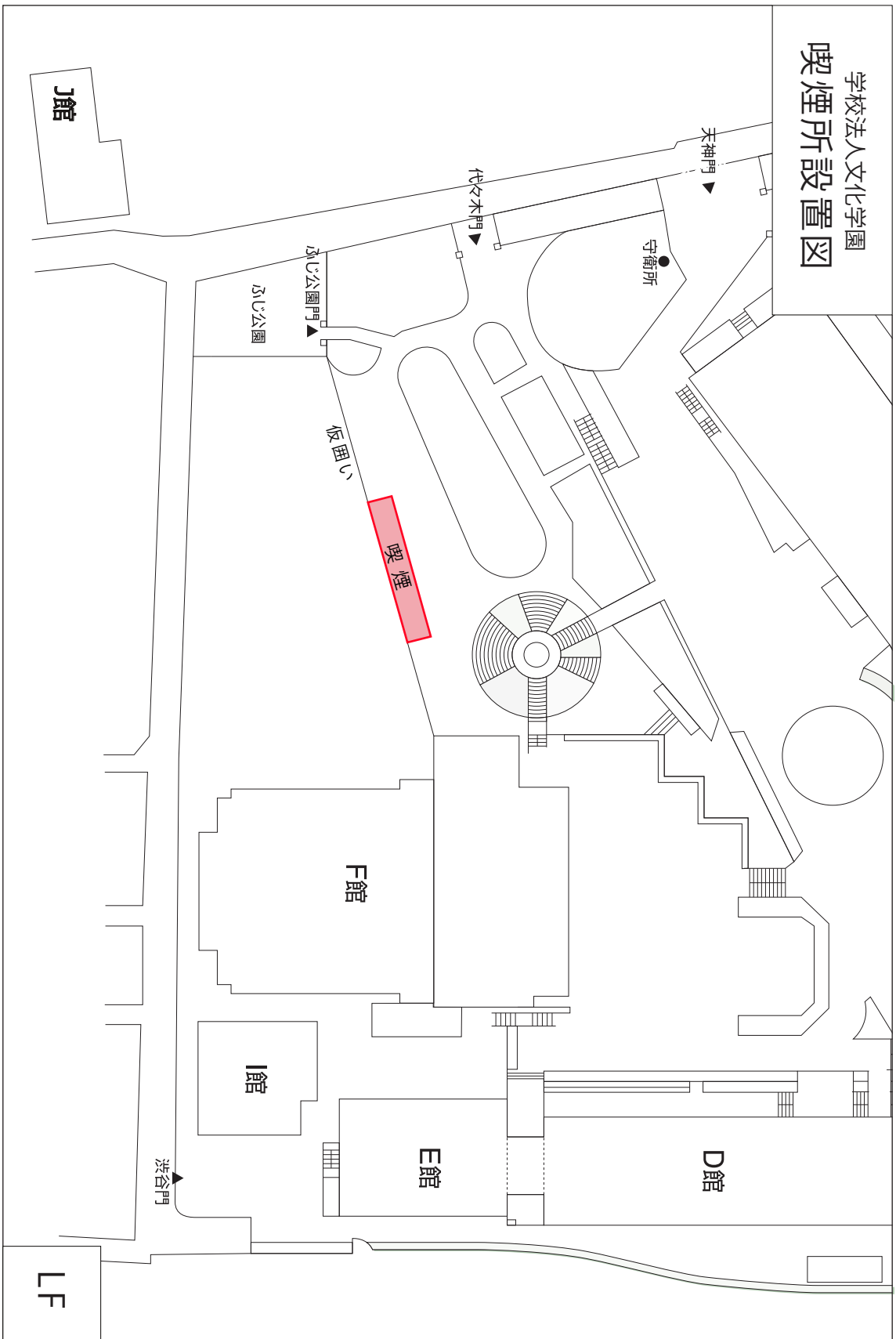
学園敷地内喫煙所の設置については、敷地内での喫煙を許容していく方針ではなく、未成年者喫煙および禁止場所や路上での喫煙の問題をはじめとする様々な課題の解決を図り、受動喫煙ゼロキャンパスを継続しながら、将来的な全面禁煙を目指すための第一歩と考えています。

今後は、敷地内喫煙所以外での喫煙及び近隣各所での喫煙ルール違反や迷惑行為を行った者に対しては、個人を特定し（学生証の提示を求めます）、重ねて指導を受けた者・悪質な違反者には処分も行いますのでご承知おきください。

近隣各所での喫煙ルール違反や様々な迷惑行為は、学園の名誉、信用を損なうものです。学生一人ひとりが本件について問題意識を持って行動してください。

学校長

学校法人文化学園
喫煙所設置図



2019.8.30